

(病院研修生用)

[illegible]

※判定区分については、裏面を参照のうえ、該当の項目を○で囲んでください。

判定区分について

区 分		内 容
生活規正の面	A	勤務を休む必要のあるもの
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの
	C	勤務をほぼ正常に行って良いもの
	D	平常の生活で良いもの
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの